

# 第 5 回 臨 時 庁 議 要 旨

日 時：平成 23 年 8 月 29 日（月）

午後 5 時

会 場：庁議室

## [報告事項]

### 1 石巻市立高等学校再編の基本方針について（教育委員会学校教育課）

平成 21 年 12 月に、石巻市立高等学校再編の基本方針を策定したところであり、その方針では 2 校の市立高校を並行して利用しながら統合校舎の整備を行うこととしていたが、震災により石巻市立女子商業高校が被災して甚大な被害を受けたことから、利用する学校施設を石巻市立女子高校のみとし、目標年度の延長や設置するコース、定員等を見直した。

#### (1) 主な内容

- ・設置コース 3 コース（普通科系・家庭科系・商業系）  
→ 2 コース（普通科系・キャリア系）
- ・学級数及び定員 6 クラス 240 名 → 5 クラス 200 名  
※各コースのクラス数については基本計画で定める。
- ・統合目標年度 平成 25 年度 → 平成 27 年度
- ・施設の改修年度 平成 24 年度 → 平成 26 年度
- ・基本計画の策定について追加

#### (2) 基本計画策定時期 平成 23 年 11 月（予定）

### 2 震災に伴う農林業者の経営再建資金の支援拡充について（産業部農林課）

東日本大震災により被害を受けた農林業者等を対象に農林業災害対策資金制度を創設したが、震災に伴う福島第 1 原子力発電所事故により、政府による出荷制限指示又は県による出荷自粛等の対象となり、被害を受けた農林業者の経営再建を図るための資金を拡充することとし、石巻市東日本大震災農林業災害対策資金利子補給金交付要綱の一部を改正するもの。

#### (1) 主な内容

- ・「融資対象者」に「福島第 1 原子力発電所の事故により、政府による出荷制限指示又は県による出荷自粛等の要請を受けたことに伴い、減収や費用負担を生じた農林業を営む個人及び法人等で、市長の被害認定を受けた者」を追加。
- ・「資金の使途」に「出荷制限等による減収や費用負担に係る損害賠償金が支払われるまでの当面の運転資金」を追加。
- ・貸付限度額を「1,000 万円」とし、その内訳は「損害賠償請求の予定額（既往債務の延滞者については、損害賠償請求の予定額の 1/2 以内）、農協等による独自つなぎ資金の本資金への借換額、当面必要な運転資金の合計額の範囲内とする。
- ・償還期間を 7 年以内（うち据置期間 1 年以内）とし、損害賠償金による支払いを受けた時は直ちに返済に充てるものとする。
- ・基準金利 年 2.75%
- ・貸付金利 年 0～1.25%

### 3 石巻市内仮設住宅循環バスの運行について（企画部総合政策課）

震災による被災者支援に係る市内仮設住宅入居者に対し、公共交通確保の対策が求められていることから、市内最大の仮設住宅団地である大橋地区、南境地区、開成地区（TBT）と、石巻赤十字病院や商業施設の集積する蛇田地区を結ぶ市内循環路線バスを運行することとした。

(1) 主な内容

ア 運行開始日 平成 23 年 9 月 1 日から

イ 運行主体 株ミヤコーバス

ウ 運行コース

(開成回り：1 日 3 便 平日のみ運行)

石巻駅前→水明→大橋→ルネッサンス館前→南境（大塚）→石巻赤十字病院→  
蛇田→石巻駅前

(蛇田回り：1 日 3 便 平日のみ運行)

石巻駅前→蛇田→石巻赤十字病院→南境（大塚）→ルネッサンス館前→大橋→  
水明→石巻駅前

エ 運賃 一律 100 円（中学生以上） 子ども（小学生） 50 円

(2) 今後の予定

- ・運行開始数カ月内に利用者のニーズ調査などを実施し、今後の運行形態の改善を図る。
- ・各総合支所管内の仮設住宅入居者を考慮したバス運行についても、現在検討中。

**[その他]**

**1 震災がれき一次仮置場の火災について（生活環境部）**

8 月 25 日午後 8 時 45 分 石巻市長浜の一次仮置場において火災が発生し、廃棄家電及びフトンが燃えた。現場は、巡回パトロールを実施していたが 1 回目の巡回では異常がなく、2 回目の巡回で発見したもの。火災は翌午前 3 時 10 分に鎮火した。

以上